（ 整理番号 ０３２６ ）

令和３年度　栃木地方最低賃金審議会
第２回　栃木県計量器等製造業最低賃金専門部会　議事要旨

公　開

<table>
<tr><td>開　催　日　時</td><td colspan="6">令和３年１０月２１日（木）　１４時００分 ～ １５時１０分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出　席　状　況</td><td rowspan="2">公　益
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">労 働 者
代表委員</td><td>出席３人</td><td rowspan="2">使 用 者
代表委員</td><td>出席３人</td></tr>
<tr><td>定数３人</td><td>定数３人</td><td>定数３人</td></tr>
<tr><td>主　要　議　題</td><td colspan="6">１　栃木県特定最低賃金の金額改定について
２　その他</td></tr>
<tr><td>議事録・議事要旨</td><td colspan="6">議　　事　　要　　旨</td></tr>
</table>

１　栃木県特定最低賃金の金額改定について

（１）労働者代表委員の見解及び主張

ア　使用者側から 27 円の提示を受け、特定最低賃金の重要性を考えると地域別最低賃金との差異を明確にするべきであり、前回提示の 30 円の引上げを死守したいと主張した。

イ　県内他産業との差を解消したい。また、地域別最低賃金との特定最低賃金の優位性を主張し、29 円の引上げを提示した。

ウ　29 円が最終提示であり、公益見解を示すよう主張した。

（２）使用者代表委員の見解及び主張

ア　中小零細企業の現況は、業績の良いところと悪いところの差が大きく、なかなか引上げは難しいところ、県内他産業の電気、自動車が 27 円引上げで結審していることから、同額の 27 円引上げで全会一致での結論にしたい。なお、28 円以上の引上げでは反対と言わざるを得ない。

イ　30 円の引上げというのは、中小企業にとってかなり厳しい数字である。27 円引上げが最大限と考えている。

ウ　27 円が最終提示であり、公益見解を示すよう主張した。

（３）結審状況等について

労働者代表委員は 29 円の引上げ、使用者代表委員は 27 円の引上げを提示され、これ以上の進展は見込めず公益見解を示すこととなった。

公益委員は、労使それぞれの主張を尊重し、現在のコロナの状況が完全には終息には至っていないが、緊急事態宣言も解除され、だんだんと経済の先行きも明るくなりつつあるとし、県内他産業や隣県の状況も考慮のうえ、思い切った決断として 28 円引き上げて時間額 940 円とする公益見解を提示した。

協議の結果、労・使共に公益見解を尊重し同意され、現行額を 28 円引き上げて、時間額 940 円（改正発効日：令和３年 12 月 31 日）で「全会一致」により結審した。

審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。

審議会令第６条第５項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。

２　その他

特になし